

東地申
第10号

～第1回～
10月12日

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」についての申し入れ

交渉に必要なデータが示されないばかりか、
団体交渉の形骸化が明らかになり

36交渉に入れず!

東京地本は36交渉開催にあたり、会社に対して「団体交渉の前までに、平成29年度4月～6月の月別の時間外労働時間の実績について箇所別に示すこと」を求めていました。しかし、会社は「時間と労力が必要」「データを示す必要性がわからない」と示しませんでした。東京地本は、「時間外労働時間縮減のためには、細部の超勤実績に基づいた議論が必要であり、団体交渉に必要なデータであること」から、団体交渉前までにデータを示すよう求め議論を重ねたため、本日の団体交渉に入ることが出来ませんでした。労使議論の結果、①月別のデータについては、2カ月ほどかかるが示すことができる。②地本が指定した25箇所については、平成29年度4月～6月の時間外労働時間の理由を17日の36交渉前までに示す。と回答を受け本日のやり取りが終了しました。

また、10月14日ダイヤ改正における整理交渉において、本部・本社間の「常磐線特急乗務体制の見直しに関する確認メモ」（平成29年9月14日締結）に基づき、改正日以降の行路については早急に議論の場を設定することを労使で確認しましたが、東京支社は「約束していない」と、議論そのものを否定しました。これは、労使の信義誠実の原則に明らかに違反する行為です。

東京支社では36協定違反・労基法違反が発生しているばかりか、「信義誠実ではない会社の経営姿勢」も明らかになっています。

東京地本は、職場の負託に応えるために
毅然とした態度で団体交渉に臨みます!

次回の交渉は、10月17日です。